

## 終章 日本の留意すべきポイント ― 結論にかえて

日本においても、冷戦終結後、かえって安全保障環境が悪化した北東アジアに位置する国として、北朝鮮のミサイル発射に端を発した情報収集衛星の保有やミサイル防衛の導入など、近年、宇宙空間の安全保障利用に対するニーズが高まっている。また、民生宇宙システムは、既に国民の生活に欠かせないインフラとなっていること、宇宙資産が攻撃に脆弱であることに鑑み、その保全の必要性も今後さらに高まっていくことが容易に予想される。ASAT実験を実施した中国は、現在も宇宙における攻撃能力の確保に向けた活動を継続していると考えざるを得ず、将来、そうした能力が日本にとって重大な脅威となりうる可能性も排除できない。そこで、国民生活のインフラとしての、また安全保障に資する日本の宇宙資産をいかにして保護するか、その方途を考え、賢明な選択が求められることになる。その際、日本も宇宙のウェポニゼーションへの関与を含む形で将来におけるフリーハンドを維持するという政策オプションも論理的にはあり得るであろう。しかし、現実的には、世界的な宇宙のウェポニゼーションの進展は、日本の平和目的および安全保障目的での宇宙利用に好ましくない多大な影響をもたらし得る。そのような活動を完全に封じ込めることは難しいにしても、何らかの抑制を課すことは可能であろう。その意味でも、宇宙空間における軍備競争の防止は、日本としても追求する価値のある軍備管理・軍縮措置であるといえる。

もちろん、そうした軍備管理・軍縮措置は、日本の平和目的および安全保障目的での宇宙利用を阻害するものであってはならない。しかし、かつての中立法規が純粋な形で宇宙空間に蘇ることは日本の利益とはなり得ないとするならば、宇宙空間の利用方法について、国際的な場や二国間交渉、日本の政策の明確化などを通して、日本としての立場を発信する必要がある。その際、宇宙の平和利用＝非軍事、という立場はすでに歴史のある時点で終了したものとして扱わざるを得ないであろうと思われる<sup>254</sup>。実際、宇宙基本法の成立により、平和的目的の狭い解釈は公式に終止符を遂げるであろう。

PAROSを日本の国益に合致した形で進めるために特に留意すべきは、日本のミサイル防衛計画である。2008年2月の米国による偵察衛星の破壊は、必要な修正を行った上であれば、イージスBMDシステムがそうした能力を有していることを示すものでもあった。中口のPPWT案では、現状では宇宙配備ミサイル防衛システムを除くミサイル防衛システム、ならびにこれによる弾道ミサイルの迎撃は禁止の対象には含まれていないが、議論や交渉の過程でミサイル防衛

---

<sup>254</sup> 青木（2005年）25頁。

に対するさらなる制約が課されていく可能性は排除できない。他国に対する攻撃的な兵器を保有しないとする日本にとって、ミサイル防衛はその安全保障上、重要な兵器体系であることから、条約であるか否かを問わず、これが阻害されないよう注意し、主張する必要がある。ミサイル防衛の導入を検討する国は多くなく、この点に関する日本などの主張が的確に反映されない可能性があることから、米国を含むミサイル防衛推進派の国々との連携が重要となろう。

また、宇宙資産の汎用性や多目的性などといった困難な問題はあるものの、宇宙における兵器化の防止に関する軍備管理・軍縮措置は、さまざまな解釈や「抜け穴」を生じ得るような曖昧あるいは抽象的なものとならないように留意すべきである。中ロが提唱するPPWT案は、その意味でも、日本として受け入れ難いといえよう。他方、現時点で、曖昧性がなく具体的で、しかも条約義務違反を効果的に抑制しうる検証措置を備えた条約を作成できるとも考えにくい。むしろ、「採択できそうもない厳しい条項を盛り込んだ新条約の提案ではなく、今後10年はまず信頼醸成措置を充実させ」<sup>255</sup>ることが求められているといえる。

同時に、日本にとって好ましくない他国の宇宙活動を抑制するという観点も必要である。一つの方途は、たとえばスペースデブリや宇宙交通管理など安全性に関する個別的な課題に関して、特に主要国や利害関係国が合意できる形で具体的な施策を積み上げていくということであろう。そうした対応は、PAROSの条約化を主張する中ロが、実際には宇宙兵器問題についてどのように考えているかを浮き彫りにするものともなろう。中ロの主眼が対米牽制ではなく真に宇宙空間の平和で安定的な利用なのであれば、自国の活動の手をも縛る具体的な措置の構築にも反対はしないであろう。

そうした措置が条約下で実施されるべきか否かについては、検討の必要がある。EUはCBMを少しずつ高めていきたいと考えており、米国はガイドラインやベスト・プラクティス辺りが現実的ではないかと考えているようである。宇宙における軍備競争の防止は、条約を中心とする、いわゆる伝統的な軍備管理とは異なる方法、すなわちソフトローの積み重ねによって進展させるべき問題なのかもしれない。禁止・制限の対象や内容の明確化が現時点では容易とは思えない宇宙軍備管理問題については、その解釈を巡る論争に発展しがちな条約ではなく、好ましくない活動を明確にしつつ、柔軟な対応を可能にするソフトローの形で各国の合意と実施を得つつ規範を高めていくことが、現実的な施策であると思われる。またその間に、PAROSに関する効果的な検証措置の実施を可能にするような技術的な発展がなされるかもしれない。

---

<sup>255</sup> 青木（2004年）321頁。

そうした施策には米国の参加が欠かせない。宇宙関連活動に関するフリーハンドを維持したいとの意図も持つ米国に対しては、宇宙資産は（比較的単純な）攻撃に対しても脆弱であること、攻撃側が優位な状況は安全保障ジレンマ、さらには軍備競争が生起しやすいこと、また他国から見れば、米国の宇宙資産を無力化することが米国の軍事的優位に対する効果的な非対称作戦となりうることから、宇宙空間の兵器化の防止に向けた取り組みが、宇宙資産を最も活用する米国にとって大きな利益となること、「ならびに秩序を構築する好機と実力を持つ国は、むぎむぎ宇宙を不安定化させるようなことをしないほうが結局は低いコストで覇権を維持できる」<sup>256</sup>ことを、まずは米国に認識させる必要がある。

同時に、日米同盟との関係には十分な配慮が必要である。日本は米国の通常戦力および核戦力に依拠する拡大抑止の下にあるが、そうした米国の軍事力を支えている重要な構成要素の一つが宇宙資産である。その宇宙資産は、日米同盟の実際の運用にも密接に関わっている。宇宙空間における米国の軍事活動が過度に阻害されるような条約や措置が構築されていくことになれば、日本の安全保障にとっても大きなマイナスになる。宇宙配備ミサイル防衛システムや宇宙からの対兵力打撃（counterforce）能力については、その具体化までにはまだ時間があるものの、軍備競争を生起させる可能性があることも考慮しつつ、日本にとってのインプリケーションを注意深く検討すべきであろう。

---

<sup>256</sup> 同上、319頁。